

脱炭素先行地域事業マネジメント支援業務 基本仕様書

1 業務発注の経緯

本市と共同提案者は、脱炭素を通じて地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させるまちづくりを推進するため、第5回脱炭素先行地域への選定に向けて応募し、令和6年9月に選定された。計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間と設定されており、本年度から事業を推進しているところである。

脱炭素先行地域計画を確実に実施するため、本市と密に連携し、本市が行う事業マネジメントの支援を行うことができる事業者を選定する目的で、令和7年3月に「脱炭素先行地域事業マネジメント支援事業者選定公募型プロポーザル」の審査を実施し、事業者を選定した。

事業計画の推進にあたっては、来年度以降も専門的な知識や技術、経験を有する事業者による事業マネジメント支援を必要とすることから、業務発注に係るプロポーザルを実施するもの。

2 業務の目的

下記の体制を構築し、脱炭素先行地域計画が確実に実施されるよう支援を行うこと。

- (1) 関連事業を推進し、進捗の管理を行う体制
- (2) 関連事業に係る事業計画等の評価を行う体制
- (3) 関連事業等に係る資料作成及び知見や情報の提供を行う体制

3 業務の内容

- (1) 脱炭素先行地域計画の進捗管理及び総合調整

ア 関連事業の全体工程表及び期間別工程表（年間、月間等）のとりまとめ等、計画の進捗管理を行う。

イ 関連事業の推進に係る総合調整を行う。

- (2) 関連事業の事業計画等に係る妥当性の評価支援

補助事業者等が作成した事業計画等の妥当性（技術、費用、運営等）について、市が評価するための支援を行う。

- (3) 関連事業の会議運営及び議事録の作成

関連事業の会議運営を行う。会議の終了後に、要点をまとめた議事録を作成し、市に提出する。

なお、対象となる会議及び関連事業は別紙1の通りとする。

- (4) 国等への報告資料等の作成支援

脱炭素先行地域事業の実施にあたり、国等から求められる各種報告や資料提出等に必要となる情報整理や資料とりまとめを支援する。

- (5) 地域脱炭素に関連する知見や情報の提供

地域脱炭素に関連する知見や情報について提供を行う。

4 業務の引き継ぎ

契約満了前に次年度以降の本業務受注者が変更になった場合は、新たな受注者に対して、業務報告書及び業務進捗状況等を引き継ぎ、業務に支障を来さないこと。また、これに要する費用は原則従来の受注者が負担するほか、疑義の生じた場合は協議によること。

別紙 1

1 対象となる会議

(1) 本業務定例会
(2) 関連事業に係る定例会
(3) 共同提案者との全体会議
(4) 循環型地域づくり推進協議会
(5) 脱炭素推進本部会議
(6) 環境省中間報告会議

2 対象となる関連事業

(1) 住宅用太陽光発電設置
(2) 民間施設太陽光発電設置
(3) 公共施設太陽光発電設置
(4) 市遊休地等営農強化型太陽光発電
(5) メタン発酵バイオガス発電システム導入
(6) 小水力発電システム導入
(7) 薪ボイラー（新設ホテル）・薪加工機導入
(8) 薪ボイラー導入（黒崎温泉・玉乃湯）
(9) その他、脱炭素先行地域計画に関する事項